

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

別添

(平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

改正後（新）	改正前（旧）
平成16年3月12日 雇児福発第 0312002号 社援基発第 0312002号 障障発第 0312002号 老計発第 0312002号	平成16年3月12日 雇児福発第 0312002号 社援基発第 0312002号 障障発第 0312002号 老計発第 0312002号
一部改正 平成16年5月14日 雇児福発第 0514001号 社援基発第 0514001号 障障発第 0514001号 老計発第 0514001号	一部改正 平成16年5月14日 雇児福発第 0514001号 社援基発第 0514001号 障障発第 0514001号 老計発第 0514001号
一部改正 平成17年1月28日 雇児福発第 0128001号 社援基発第 0128001号 障障発第 0128001号 老計発第 0128001号	一部改正 平成17年1月28日 雇児福発第 0128001号 社援基発第 0128001号 障障発第 0128001号 老計発第 0128001号
一部改正 平成17年4月20日 雇児福発第 0420001号 社援基発第 0420001号 障障発第 0420001号 老計発第 0420001号	一部改正 平成17年4月20日 雇児福発第 0420001号 社援基発第 0420001号 障障発第 0420001号 老計発第 0420001号
一部改正 平成19年3月30日 雇児福発第 0330001号 社援基発第 0330001号 障障発第 0330001号 老計発第 0330002号	一部改正 平成19年3月30日 雇児福発第 0330001号 社援基発第 0330001号 障障発第 0330001号 老計発第 0330002号

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">一 部 改 正 平成21年6月1日 雇児福発第 0601002号 社援基発第 0601001号 障 障 発 第 0601001号 老 計 発 第 0601002号</p> <p>各 都道府県 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長</p> <p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>標記については、平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第40号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p>	<p style="text-align: center;">一 部 改 正 平成21年6月1日 雇児福発第 0601002号 社援基発第 0601001号 障 障 発 第 0601001号 老 計 発 第 0601002号</p> <p>各 都道府県 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長</p> <p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</p> <p>標記については、平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第40号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。</p>
<p>別 紙 （問1） （略）</p>	<p>別 紙 （問1） （略）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
(問2)～(問4) (略)	(問2)～(問4) (略)
<div data-bbox="159 304 1081 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(問5) 局長通知の1に「(4) についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。</p> </div> <p>(答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。 しかしながら、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、次のとおり取扱うものとする。 なお、次の1及び2以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。</p> <p>1 運営費等の使途範囲について</p> <p>(1) 運営費について、施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費（運営費）等補助対象施設（注1）及び在宅福祉事業を行うための施設（注2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。</p> <p>注1：措置費（運営費）等補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 養護老人ホーム ・ 知的障害児施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 肢体不自由児施設 	<div data-bbox="1144 304 2067 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(問5) 局長通知の1に「(4) についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。</p> </div> <p>(答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。 しかしながら、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、次のとおり取扱うものとする。 なお、次の1及び2以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。</p> <p>1 運営費等の使途範囲について</p> <p>(1) 運営費について、施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費（運営費）等補助対象施設（注1）及び在宅福祉事業を行うための施設（注2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。</p> <p>注1：措置費（運営費）等補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 養護老人ホーム ・ 知的障害児施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 肢体不自由児施設

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 保育所 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 婦人保護施設 ・ 軽費老人ホーム ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設 ・ 身体障害者福祉工場 ・ 知的障害者福祉工場 ・ 社会事業授産施設 <p>注2：(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 前期末支払資金残高の取扱いについて (略)</p> <p>以下、略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 ・ 軽費老人ホーム ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設 ・ 身体障害者福祉工場 ・ 知的障害者福祉工場 ・ 社会事業授産施設 <p>注2：(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 前期末支払資金残高の取扱いについて (略)</p> <p>以下、略</p>